

石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年10月12日

石巻地区広域行政事務組合監査委員
石巻市代表監査委員 堀内賢市

石巻地区広域行政事務組合監査委員
女川町議会議長 佐藤良一

- 1 監査対象部課等 消防本部及び消防署（分署及び出張所を含む。）
- 2 監査期間 令和3年8月24日から同年10月12日まで
- 3 監査対象範囲 令和元年8月から令和3年7月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻地区広域行政事務組合監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、結果は次のとおりです。
 - (1) 勧告事項 ー
 - (2) 指摘事項 別紙のとおり
 - (3) 指導事項 ー
 - (4) 注意事項 消防本部に対し、別途注意済み

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
消防本部総務課 石巻東消防署 河北消防署 女川消防署	文書事務	<p>公印規程に規定されている下記公印が公印台帳に登録がなく、作成及び配置されていない。公印規程と実際の公印の配置状況が異なるので、同種の公印の使用実態を踏まえて当該公印の必要性を検討の上、公印規程や公印の配置を見直す等の措置を講じること。</p> <p>また、各保管責任者は、自身が保管すべき公印を把握し、適正に管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部印（石巻東消防署専用） 1個 ・ 消防本部印（河北消防署専用） 1個 ・ 消防本部印（女川消防署専用） 1個 ・ 石巻東消防署印 縦・横 各1個 ・ 河北消防署印 縦・横 各1個 ・ 女川消防署印 縦・横 各1個 ・ 女川消防署長印 縦 1個